

教育民生常任委員会

平成30年6月14日(木)

教育民生常任委員会

定例会名 平成30年第2回定例会
招集日時 平成30年6月14日(木) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員 長	須藤京子
副委員 長	藤田尚美
委員	鈴木かずみ
〃	石原幸雄
〃	柳井哲也
〃	板倉香
〃	山本伸子

欠席委員 なし

出席説明員

市 長	根本洋治
副市 長	滝本昌司
教 育 長	染谷郁夫
保健福祉部長	川上秀知
教 育 部 長	川井 聡
教育委員会次長	杉本和也
教育委員会次長	飯野喜行
教育総務課長	川真田英行
教育総務課学校建設対策監	佐藤孝司
指 導 課 長	豊嶋正臣
放課後対策課長	吉田茂男
文化芸術課長	手賀幸雄
生涯学習課長	中野祐則
スポーツ推進課長	齋藤 勇
国体推進課長	横田武史
中央図書館長	関 達彦
社会福祉部次長	藤田幸雄
社会福祉部次長	小川茂生

社会福祉課長	糸 賀 修
こども家庭課長	結 束 千恵子
保 育 課 長	中 山 智恵子
高 齢 福 祉 課 長	川真田 智 子
健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝
医 療 年 金 課 長	石 塚 史 人

議会議務局出席者

書	記	山 口 功
書	記	中 根 敏 美

平成30年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

- | | |
|---------|---|
| 議案第 37号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第 40号 | 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 41号 | 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 42号 | 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 48号 | 工事請負契約の締結について |

午前10時00分開会

○須藤委員長 皆様、おはようございます。

定刻10時でございますが時間前なのですが皆さんおそろいのようなので、ただいまから教育民生常任委員会を開会させていただきます。よろしくお願いたします。

本日、説明員として出席した者は、市長、副市長、教育長、保健福祉部長、教育部長、教育委員会次長2名、教育総務課長、教育総務課学校建設対策監、指導課長、放課後対策課長、文化芸術課長、生涯学習課長、スポーツ推進課長、国体推進課長、中央図書館長、保健福祉部次長2名、社会福祉課長、こども家庭課長、保育課長、高齢福祉課長、健康づくり推進課長、医療年金課長であります。書記として山口君、中根君が出席しております。

本日、本委員会に付託されました案件は、

議案第 37号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 40号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 41号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 42号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 48号 工事請負契約の締結について

以上5件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第37号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第37号についての提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 おはようございます。医療年金課長の石塚でございます。

私から議案第37号につきまして御説明いたします。

これは牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして平成30年3月31日付で、専決処分を行ったことへの承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、資料後ろの新旧対照表の改正案の欄で御説明いたします。

まず、改正の1点目といたしまして、第2条の第1項では4月からの国民健康保険の都道府県化に伴いまして、国民健康保険事業納付金が新たに保険税課税額の根拠となったことによる対応のための改正となります。

次の同条第2項におきましては地方税法施行令の改正に伴いまして、国民健康保険税のうち基礎課税額の賦課限度額を54万円から4万円引き上げまして58万円といたしました。後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円に変更はございませんので、全体では限度額が89万円から93万円に引き上げとなります。

次に1枚めくっていただきまして第23条では、低所得者に対する保険税の軽減措置が規定さ

れておりまして、同条の第1項第2号で5割軽減判定の1人当たり基準額が27万円から5,000円の引き上げで27万5,000円に、第3号におきましては2割軽減判定の1人当たり基準額が49万円から1万円の引き上げで50万円となっております。

以上の改正によりまして、賦課限度額の引き上げでは国民健康保険税の税収が見込みといたしまして940万円の増額、逆に軽減判定所得の拡大では20万円の減額となりますので、差し引きで920万円の国保税の増額を見込んでおります。

最後に、第24条の2の特例対象被保険者に係る申告についての改正となります。特例対象被保険者とは、リストラ等の会社都合によりまして解雇を理由として国民健康保険に加入する方を指しまして、国民健康保険に加入した場合には保険税の算定に当たって根拠となる所得のうち給与所得に限りまして、通常の所得の30%のみを算定対象として軽減を図るものでございます。今回の改正では加入中に必ず特例対象被保険者であることの証明書の提示義務があったんですが、改正後は今後行われるマイナンバーとの情報連携を想定しまして、必要な場合のみ証明書を提示すればいいという利便性の向上となっております。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第37号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 おはようございます。

主に2点ほど、ちょっと確認をさせていただきます。

今回の改正によって、これ確認なんです対象となる値上がりの世帯数とその年収にならした場合はどのぐらいの年収の人が対象になってくるのかということを確認を求めます。

それから、次年度以降国保の保険税が見直しをされてアップした場合、今回対象になった値上がりになった方々の扱いはどのようになるのかということを確認をしておきたいと思っております。以上でございます。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の質問にお答えします。

まず、賦課限度額の値上がりする世帯数なんです、改正前ではこれは基礎課税分だけなんです、258世帯ありました。改正後は賦課限度額を超える世帯が31世帯減りますので222世帯ということになりますので、要するに31世帯が4万円最高で値上がりの対象になるということになっております。収入の例なんです、例えば40代の単身世帯で固定資産税がない方、給与収入だけの世帯の場合で申し上げますと改正前ですと、限度額に達するのが給与収入で1,446万円ぐらいです。これが改正後58万円になりますと、給与収入で1,216万2,000円を超える方が限度額まで達成するということになっております。

対象になった世帯の値上がりになった方の対応ということなんです、これは8月に本算定を行いますので8月で改正後の限度額で計算をしまして4月と6月に暫定賦課と行っていますので、それで残りの分を3期から9期に振り分けるということになっております。以上です。（「次年度以降は」の声あり）

○須藤委員長 答弁漏れが2つ目の次年度以降保険料、まだこれはどうなるのか次年度というか

時期ですね、次年度にはまだ上がらない……（「次年度以降になります」の声あり）以降ですね。ですからそれ以降上がったときのこうした賦課限度、その辺がどうなるのかという問いがありました。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 次年度31年度以降ということになると思うんですが一応今、都道府県化になりまして実際に平成30年度の結果を見てからでないと税率の改正とかの検討をできませんので、その検討に入るのは大体来年の9月以降になると思います。以上です。

○須藤委員長 それでは、山本委員。

○山本委員 おはようございます、山本です。よろしくお願いいたします。

改正点の一つの特例対象被保険者、さっきおっしゃっていたリストラとか会社都合で退職した方なんですけれどもこの方が軽減されるのが3割ということでしたが、これはいつまでの期間になるのかということが1点です。

それから具体的にこの条文24条ですか、2を見ますと雇用保険受給資格者証、その他の特例対象被保険者であることの実を証明する書類というのは具体的にどういう書類であるのかの確認をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 山本委員の質問にお答えします。

まず1点目なんですが、これは一応国民健康保険に加入された年度とその翌年度ということになります。ですから、例えばことし6月に加入された場合は再来年の3月までが権限の対象ということになっています。受給資格者証、書類を証明するものなんですが、これは会社をおやめになった方は必ずハローワークに行って雇用保険受給資格者証というのが交付されます。これは国保に加入するときとか再就職をするときに必ず必要な書類になっておりまして、離職理由という欄がありましてその欄を見ると自己都合か会社都合か判別できるようになっております。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうするとその他の特例の実を証明する書類というのは雇用保険受給資格者証以外に何かあるのかということを確認したいのと、今までもこの制度はあったということでこういう特例措置があるという周知というのはどこで行っているのか、お聞きしたいと思います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 山本委員の質問にお答えします。

ほかに資格証明書以外ですと、離職票で確認できる場合があると思います。それ以外の書類というのはちょっと考えられないので、それ以外の方法では今後実施されるマイナンバーとの情報連携でなると思います。

済みません、周知なんですけれどもこれにつきましては国保加入者に渡るリーフレットとかそういうものの中で周知していますし、年に1度程度広報紙に載せるぐらいで。ハローワークでも離職者には必ず国保に加入した場合には保険料が安くなりますからという案内はしているということです。以上です。

○須藤委員長 そのほかございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 賦課限度額の引き上げのことでちょっとお伺いしたいと思いますが、先ほどの説明の中では給与所得者の例がありましたけれども、例えば年金生活者ですね。65歳以上で二人暮らしで年金が150万円ぐらい、それ以下という形になるかと思うんですがそういう方の世帯であっても、土地をたくさん持っていて約200万円を超える固定資産を払っている方もいらっしゃるかと聞いていますが、そういう方の事例なども限度額の引き上げのところで該当することになるのかどうか伺います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 鈴木委員の質問にお答えします。

一応今御指摘の夫婦で65歳の方で夫の収入で大体153万円以下の場合ですと、この場合は基礎控除とかをすると所得割はかかってこないんですがその場合、固定資産税も負っている場合なんですが大体固定資産税額で、これは都市計画税は含めないんですけれども243万2,000円以上払っている方につきましては限度額の58万円に達するということになります。以上です。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 具体的にそういう方たち何人ぐらいいらっしゃるかということは本算定が8月ということなので、まだ今回ということではなかなかできないことで、過去の例においてそういう事例が約何件ぐらいという数字が出るのでしょうか。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 再質問にお答えします。

一応大体1万件以上の世帯の課税情報があるんですが、それをちょっと中身を1件1件ちょっと見ないと判明できませんので、一応8月に本算定でその後のデータを中身をのぞいてみて、限度額にいつている世帯の所得とか固定資産の構成がどういう構成になっているかというのは、9月以降でしたらお答えできると思います。以上です。

○須藤委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは以上で、議案第37号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第40号、牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第40号について提案者の説明を求めます。スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課の齋藤です。よろしくお願いいたします。

議案第40号牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書を1枚めくっていただきまして、別紙の1ページ目をごらんください。

改正点は2カ所でございます。第3条中、利用を使用に改める。こちらは下根の運動公園の管理を規定しております運動公園条例と文言の統一を図るものでございます。

2つ目、第5条に後段として次のように加える。この場合において使用料は施設使用開始前までに納付しなければならない。こちらにつきましては、運動広場有料施設使用料の納付期限を改正する内容でございます。改正の理由といたしましては運動広場の施設の使用料について、牛久運動公園と同様に支払い時期について前納を求める運用をしておりましたが、予約時に現金が必要なことや悪天候やスケジュール変更によるキャンセルの際に返金手続が多数発生することなど、利用者から改善要望が多数寄せられておりました。改正内容といたしましては運動広場の施設の使用料の納付時期についてこれまで規定しておりませんでした。使用当日、使用直前に支払いができるよう納付時期を施設の使用開始前までにと規定し、利用者の利便性向上を図るものでございます。施行予定日は平成30年8月1日でございます。これにあわせまして下根の運動公園の管理を規定しております運動公園条例も改正する予定でございます。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第40号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 確認を求めたいことは、使用料の納付方法を変えるということなんですがそれを市民に対して、どのような周知方法をもって行うのかをはっきりさせていただきたいということが、1点。

それから運動公園の管理の条例も変えるということなんですが、なぜ今回そちらも同時に変えなかったのかということについて、確認を求めます。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 最初の支払い方法の変更でございますが、支払い方法自体は変わっておりませんが支払い時期を利用直前、前は前日までに納めてくださいという内容でして、天候やスケジュール変更で必ず返金が発生する規定でございました。これを天候を見ながら直前でも払えるように、雨ならば最初から払わなくていいと、そういった運用に変えます。

あと運動公園条例でございますが議案第43号に上程してございまして、建設の常任委員会に付託されることになっております。よろしく願いいたします。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 大変失礼しました。

課長、私が聞いたかったのは納付方法の内容じゃなくて、市民への周知はどうするのかということなんです。その点を明確にさせていただきたいと思います。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 ホームページ、あと広報紙ですね。もしくは受付の掲示等を通して周知を図っていきたいと思います。以上です。

○須藤委員長 ほかにございますか。柳井委員。

○柳井委員 ことしの本当にすばらしい改革だなと思ってさらりと誰もが賛成で通過すると思うんですが、私はこれはもう小さな大改革で、今までもうさんざんこんなふうにしてほしいという利用者からの声をなかなかできなかった。ところが、今回初めて場合によっては全然金を払わないで済んじゃうということもあり得るほどのことをやったということで、私は本当に小さな大

改革だと思っております。ただ、こういう民間企業というのはコンシューマリズムも本当に会社の中では大変でもやってきたんですが、お役所仕事とよく自分のやりやすいようにやって今までお上としてやってこれたんですが、こうやってやるからにはそれなりの負担というか、大変な問題も裏では発生多少はしているんじゃないかと思うんですがそのあたりのことで、こういうことあるんだけども努力しますという内容ありましたらお聞かせいただきたいと思います。そういう苦勞が全然ないでしたら、やりくりの負担が全然ないだったらなくても結構なんです、恐らく今までできなかったんですからそれを初めて今回やられるということで、御苦勞があるんじゃないかと思うんですがそのことについて、ありましたらお聞かせください。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 これまでできませんでしたのは予約だけして当日来ないとか、そういった方が出るんじゃないかという心配があつてなかなか改革が進まなかったと思いますが、今回はテニスコートの利用者の方からの要望が多くてこういった変更に至りました。今後ちょっと申請書類とかそういう細かいところの調整が終わっていないものがございましてすり合わせをうまくして、利用者の利便性向上につなげていきたいと思っております。以上です。

○須藤委員長 そのほかございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 1点だけお伺いしたいんですが、これまで例えばキャンセルとかいろいろこの制度が対応できないためにその事例といいますか、それが全体何割ぐらいというか、どのぐらいの状況だったのかということについて伺いたいと思っております。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 これまでは天候によるキャンセルですとかスケジュール変更でキャンセルされた場合には現金で返金する取り扱いをしておりましたので、受付も大変ですし事前にお金を払わなくちゃいけないということで利用者の方も大変な手間があったわけですね。雨とかが降りますと大量に返金が発生しまして、手持ちの現金でお返ししている状況でした。そこあたりも利用者の利便性の向上もあるし我々も現金返金の手間がなくなりますので、お互いメリットの大きなことだと思います。ちょっと細かいデータは持ち合わせなくて申しわけありませんが、以上です。

○須藤委員長 よろしいですか、それで。そのほかございますか、大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、議案第40号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第41号、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第41号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課の石塚です。

議案第41号を説明する前に、先ほどの議案第37号の質問に対する答弁の中でちょっと2点ほど誤りがありましたので、訂正させていただきます。

まず、特例対象被保険者の場合に給与所得を3%とみなしてとお答えしたと思うんですが、正

しくは給与所得の30%、3割ということになっております。

もう1点は石原委員への答弁なのですが、限度額が上がった場合の単身世帯での給与所得の変動という中で58万円に達する世帯が大体1,216万2,000円、改正前の54万円に達する世帯を1,400万円と答えてしまっているのですが、正しくは1,146万円ということになっております。訂正しておわびいたします。

続きまして、議案第41号の内容について説明いたします。

こちら牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例となっております。今回は社会保険法の関係法令とか所得税法の改正に伴いまして本法令を改正するものでございます。こちら後ろの新旧対照表をごらんください。

改正案でまず1点目といたしまして、第3条では住所地特例の適応を受けている国民健康保険の被保険者が後期高齢者へ移行した際には、国民健康保険と同じく前住所地の広域連合を保険者としたことへの対応となっております。

次の第4条の第2項、第4項、第6項におきましてはマル福の対象としましてあんま、マッサージ、はりきゅうなどの医療機関以外の事業者による施術につきましては従来からマル福の助成対象にはなっておりましたが改正前の条例をごらんとおり、これらの施術者を意味する文言が明記されていなかったということで、改めて条例上に明記したものでございます。

最後に、第4条の第6項の第1号におきましては、妊産婦へのマル福助成に関して所得基準を見るわけなのですが、ここに記載されております改正前の控除対象配偶者というものが所得税法の改正によりまして、今回同一生計配偶者ということに呼び名が改められたことへの対応となっております。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第41号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 1点だけ確認したいと思いますが、住所地特例の対象者は本市内にどのぐらいいるのか。現時点です。教えてください。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 済みません、市内で今ちょっと住所地特例の方というのは結局ほかの国保とかの保険の加入者になっておりますので、ちょっとうちでは把握していないんですが逆に牛久から県外の住所地特例になっている方でこれから後期高齢に移る予定の方は2名となっております。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 それでは関連で、もう1点だけ。

県外在住者で住所地特例を受けて、牛久の施設に入っている人というのはどのぐらいいますか。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 済みません、先ほども申し上げたんですが県外在住者の方については保険者が県外の国保とか広域連合に属しますので、ちょっと私どもでは把握しておりません。

○須藤委員長 ほかにいらっしゃいますか。鈴木委員。

○鈴木委員 今まで文言が明記されていなかったというマッサージとかあんまとかという医療外のマル福を対象ということなんですが、これは明記されていなかったけれども実質上は運用されていたということなのかどうか。

また、牛久で条例改正ということですが、他市なんかでもどのように扱われてきていたのかということについて伺います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 鈴木委員の質問にお答えします。

お見込みのとおり一応条例を見ますと医療機関等というのが、等となどがついているんですが、これは病院とか診療所と柔道整復の施術者は含まれていたんですが、それ以外のものはあんま、はりきゅうというのは等以外の機関ということになります。今までも従来どおり、あんま、はりきゅうであってもマル福の助成の対象となっていました。ただ平成29年度の国保の状況を見ますと国保でマル福を受けている方であんま、はりきゅうを受けている方は1人もいらっしゃらなかったということになっております。

あと、他市の取り扱いなんですがこちらは茨城県の条例を参考にしておりますので、県内の他市町村も同じような条例の改正をする予定になっております。以上です。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと今後はマッサージ等について明記されることによって、利用者がふえるとかそういうことは考えられるのでしょうか。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 逆に今まであんま、はりにつきまして医師の判断とか診断書があれば対象になりますので、それを見込めばふえるとかふえないとかというのは、ちょっと今のところわかりません。以上です。

○須藤委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、議案第41号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第42号、牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第42号について、提案者の説明を求めます。放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 放課後対策課吉田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第42号、牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします

今回の改正は放課後児童支援員になるための研修、受講資格要件につきまして関係省令基準が平成30年4月1日に改正されたことに伴いまして、当該条例の関係条項を改正するものであります

改正の内容といたしましては2点ございます。

まず1点目は、資格要件の拡大でございまして、現在研修受講資格要件として規定されてお

ます9項目に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市長が適当と認めたものという項目を追加するものであります。これによりましてこれまでの資格要件が高等学校以上を卒業したものを対象としているものに対して、高等学校を卒業していないものであっても十分な経験を有するものであれば放課後児童支援員の資格を取得できるようになるものであります。

また2点目は、基準条例第10条第3項、第4項の規定の明確化を図るものであります。現在の運用は教員免許状の更新を受けていない場合でも、教員免許状を取得した者であれば放課後児童支援員となるための資格を満たしているものという取り扱いの運用が行われているところではありますが、現行の条文では教諭となる資格を有する者という規定になっておりましてその点が明確になっていないため、教員免許状を取得したものを対象とすることを明確にするものであります。なお、公布の日からの施行を予定しております。以上でございます。

○須藤委員長 これより、議案第42号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 2点ほど、お尋ねいたします。

まず第1点が、牛久市としては支援員というものを何名ぐらい確保したいと考えているのか、お示しを願いたいと存じます。

それから、第10条の第3項に次の1項を加えるということでその文言の中に、市長が適当と認めた者という規定がございますがこの具体的な内容はどのようなになっているのか、確認を求めます。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 石原委員の2点の御質問にお答えいたします。

まず、支援員の確保の考え方ですが、一応基準の条例の中では40人単位で1クラスを構成した場合に2人に1人はこういう有資格者を必ず置きましょう、置きなさいという形になっております。そういった考え方からいきますと、現在牛久市の支援員は約120名強の体制で運営をしておりますが計算上は半分に1人いればいいということにはなるんですけども、牛久市としましてはなるべく多くの方がきちんとこの資格を満たしていることが望ましいと担当課では考えております。

それから2つ目の市長が適当と認めた者ということでございますが、5年以上の従事した者であって市長が適当と認めた者ということでございますので、まず5年につきましては勤務条件が5年間あったということで証明できると思います。そういった方の中で特に支援員としての何というか、日々の業務において成績が著しく不相当でないということであれば認めた者という運用ができるものと解釈しております。以上でございます。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 今課長から御説明がございましたが、牛久市としてはそれぞれ必要とされる支援員の数を今年度中に全員そろえたいと思っているのか。それとも何年間かの計画をもってその数を充実させるようにしたいのか、その点を明確にさせていただきたいと思います。

それから適当と認めた者というのは今課長がお答えになられた理由以外のものはないのかどう

なのか、その辺を明確にさせていただきたいと思います。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 まず支援員の確保の件でございますが、今現在国の資格要件につきましては移行期間というのがございまして平成27年度から5年間、平成31年度までは資格を有していなくても資格の受講を希望する者については支援員とみなすという今基準の運用をしております。そういう意味では今いる方は一応希望している方につきましては支援員という形での取り扱いということになっておりまして、逆に言いますと平成31年度までにどのぐらいの今受講資格の見込みがあるかということなんです、これまでの経過と平成31年度までの見込みとしては100名を超える方が資格を有するだろうと考えてございます。

それから2点目の適当と認めた者ということの取り扱いですが、実は基準につきましては国の関係省令の基準を参酌して市町村で運用するようになっております。条例をつくり運用するようになっております。今回4月1日に関係省令の基準が改正されているわけですがけれども、まだちょっと手元にその解釈といいますか、運用に対しての正確な資料がちょっと手元にないものですから、国の考え方の正確なものというのは手元にはないんですけれども、実際の平成30年度の研修の実施の段階におきましては県から募集要項等の中が示されると思いますので、そちらを参考にしながらきちんと運用していきたいと思っております。以上でございます。

○須藤委員長 そのほかいらっしゃいますか。鈴木委員。

○鈴木委員 中卒でも可能ということで、これによって支援員の確保ということに多少道が開かれていくのかなという感じはあるわけですがけれども、なかなか厳しいのではないかなこれではと思いますが一応こういうことですね。関連して現在の支援員の現状、この4月から新年度に当たっての支援員の現状、そして市の支援員、そしてその派遣の支援員、それぞれ分けた形で教えていただきたいのと、それから派遣の条件、資格ということがどのようになっているのか、その点について伺いたいと思います。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 鈴木委員の御質問にお答えしたいと思います。

支援員の状況ですが、今5月1日現在で120名の支援員を確保しております。実際のところの運用におきましては先ほど申し上げましたとおり、大体20人に1人の支援員を置くということが一つの基準になっておりますので、日々通常の運用上は93名ほどの支援員がいれば現場が運用できるという状況でございます。ただ、支援員の働き方の中には週3日の就労を希望するものとか週5日の就労を希望する方ということでいらっしゃいますので、その120名の方をローテーションをシフトを組みながら現場は運用しているという状況になります。そういう意味では市としてはことしの4月現在の子供の数から申し上げますと127名の支援員がいれば、今の支援員さんの仕事の形態の希望の中での運用が滞りなくできるのではないかとということで、一つの目標としては127名の支援員を確保して、現場を運営していきたいと考えているところでございます。

そういった中で派遣の活用ですけれども、4月の段階では支援員がどの程度まで集まるという

ことが明確ではございませんでしたので4月からの派遣支援の運用は一旦見送りました。そして実際に120名今現在の市の雇用による支援員の方々が働いている中で、先ほど申し上げましたとおり7名ほどまだ足りない状況でございますので6月1日から、その分の派遣の支援員を5名ほど確保する契約を5月中に結びまして、今運用を始めたところでございます。以上でございます。

○須藤委員長 答弁漏れで、そのときの資格ということ。

○吉田放課後対策課長 申しわけありません。先ほど申し上げましたとおり、支援員の資格はとりあえず2分の1の方がいるという条件でございますので、派遣の方に関しては資格は求めてはおりません。以上でございます。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと一応派遣の運用をしないで市独自でその対応ができていているということのかなと思って、そここのところを改めて確認したいと思います。それとそれでもなおかつ5名を確保してまだちょっと足りないという状況だと思うんですが、なかなか夏休みも控えて募集等もかけられているようではけれども非常に厳しい状況もあるんじゃないかと思いますがその辺のことについて、ちょっとお伺いをいたします。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 先ほど申し上げましたとおり、週3日の方よりは週5日の方が多くいれば、逆に全体の人数としては少なくとも現場は運用できると御理解いただきたいと思います。そういった中で逆に言いますと今週3日の方に、例えば毎週ではありませんがちょっと4日目についても、残業ありということにはなっておりますので残業という形をお願いをしながら、現場を運用しているという現状もでございます。その結果どういことが起きますかとい言いますと、年度末になればなるほど逆にその状況がずっと続くと103万円を超えたりしてしまうわけですから、そういう意味では最初のころは無理がきくんですが後になれば逆に言うと無理がきかなくなってくるものですからそういったことがないように、今後運用をきちんとしていきたい。そのためにはやはり毎年のように夏休みだけ御利用する方もいらっしゃると思いますので、夏休みの支援員もきちんと確保しながら夏休みの支援員につきましても昨年同様、人材派遣も活用しまして逆に言うところ今いる支援員さんの方々の余り無理をしなければ秋口から冬にかけて、きちんとした運用ができるのではないかという考え方のもとで運用しております。以上でございます。

○須藤委員長 そのほか。山本委員。

○山本委員 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者ということが今回新しく入っているんですが、前回の質疑のときに御答弁ではこの5年というものを職の就労履歴ですか、そういうものを出してもらおうというお話もあったんですが、たしか今児童クラブの支援員は登録するときには登録簿にはそういう資格は今つけていないと思うんですがいざそれを採用する、任用するときには就労証明書というんですか、そういうものを提示を求める担保というんですかね、間違いなく5年勤めていたということの担保がとれるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 支援員の資格の研修を受ける要件が5年以上の経験があるということになりますので、実際の研修を県で受ける場合にはもちろん市を通して申込書ということでも申し込みをいたしますがその際に、勤務先が勤務経験の証明書というものをきちんと添付して申し込みを受けて支援員の資格を取るという形になると思いますので、もちろん牛久市以外の場合にはほかの市町村からもそういうものを取り寄せをして、その方が受ける場合には提出をするという形になろうかと思えます。以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。

それから、研修なんですけれどもこれは水戸かどこかに行って研修を受けるのかと思うんですが、その場合の費用の負担というのがどうなっているのかということと、そこへの交通費というのが発生すると思うんですがその負担についてもどうなっているのか、お願いいたします。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 山本委員の再度の御質問にお答えいたします。

研修は牛久市の場合には県南の土浦市近辺で行うことが例年のようです。ことしも県南地区の方を対象にということで行われますが一応資格を取得する研修ですので費用、旅費ですね、それはあくまでも個人負担ということで参加をいただいております。

それから、研修そのものを受ける費用は原則今のところ無料ということですので、費用は発生しておりません。ただ、テキスト代が当日資料代ということでかかりますが、こちらは個人で負担してもいいし市町村研修の一部ということの中で市町村が助成してもいいということの考え方でございますので、牛久市としてはテキスト代は牛久市で一人頭数千円ですけれども、負担している状況でございます。以上でございます。

○須藤委員長 よろしいですか。鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどちょっと派遣の条件のことでお聞きしたんですけれども派遣はもう現在はゼロということだったんですが、その派遣の資格の条件ということの中にこれが運用されるのかされないのか全く関係ないのか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 先ほど御答弁いただきましたよね、もう一度お願いいたします。放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 済みません、一応支援員という資格があるなしにかかわらず今は就労ができます。ただ、児童クラブを運営する事業者は必ず簡単に言えば2人に1人はその資格を持っている人をきちんと置かなければいけませんということになっておりますので、今のところ派遣の方の分はその資格をなくても派遣をしていただくという形に契約をしてございます。その一つの理由としましては資格を求めることによって、単価がやはり高くなるということ。それから逆にハードルを高くなることによりまして集まりにくいという一方の負の側面もございまして、今のところは資格がない方でも結構ですということをお願いしてございます。

○須藤委員長 それではよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、議案第42号についての質疑及び意見を終結いたします。

それでは次に、議案第48号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第48号について、提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 教育総務課、川真田です。よろしくお願いいたします。

議案の説明に入ります前に、ちょっと議案の参考資料で訂正箇所が見つかりましたので訂正させていただきますと思います。一番最終のページなのですが、右下にトイレの数の表がございます。ちょっと小さい表で見づらいんですが改修前の器具数と改修後の器具数がございます。その中でいずれも3、4階のトイレの数の部分なんですが3、4階ちょっとまとめて書いてあるんですが、数が1つの階の分になっておりまして訂正させていただきます。

まず上から改修前の器具数のところで3、4階の和式トイレが2、1だったものが2。2つ飛んで小便器の数、これが3と書いてあるのが6です。その下行きまして女子の和式トイレ3と書いてあるのが6です。改修後の器数なんですが同じく3、4階の部分です。車椅子対応トイレが1と書いてあるのが2です。小便器の数が2と書いてあるのが4です。女子のほうに行きまして洋式トイレ1と書いてあるのが2です。車椅子対応トイレ1と書いてあるのが2です。それに伴いまして増減の部分になります。一番上がマイナス5、2番目は1のまま変わりありません。その下が4、その下がマイナス6、その下はマイナス5で変わりありません。その下がマイナス12、その下が6、3、一番下がマイナス4で変わりありません。以上、おわびして訂正させていただきます。後日これについては表の正誤表を出させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第48号の説明をさせていただきます。

議案第48号につきましては、牛久南中学校校舎大規模改造工事の建築2期工事の工事請負契約の締結についてでございます。

去る5月16日に一般競争入札が行われまして、松浦・木村特定建設工事共同企業体が税込み1億5,984万円で落札。予定価格に対する落札率は82.4%でした。工事の概要といたしましては今回の工事箇所といたしましては正面のグラウンド側から見まして裏側の特別教室棟及び特別教室棟と校舎棟をつなぐ円筒形の形をした便所棟並びに裏側にあります技術棟加えて自転車置き場、その他の付帯施設の改修でございます。建物については屋根の改修、外壁の補修と塗装、内部については主に廊下等の壁の木質化、図書室及び特別教室の内装及び一部器具の入れかえになっております。トイレについてはドライ化及び洋式化、障害者対応と。自転車置き場の塗装などとなっております。文科省の国庫補助事業で3分の1で6,517万3,000円の補助金を見込んでおります。工期は議決をいただいた翌日から11月22日までということで、1期工事のときと同様に主に夏休みを使った工事を計画しております。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第48号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 2点ほどちょっと確認したいと思いますが、このトイレ工事をやっている間に当然仮設トイレというものを設けるんじゃないかなと思うんですが、それはどのあたりに設ける予定なのかということをお聞きしたいと思います。

それからこれは関連の質疑になるんですけども、今回は南中学校の大規模改修ということなんですけれどもこれ以外に市内の小中学校で、今後大規模改修を予定している学校があればお示しを願いたいと思います。以上でございます。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 石原委員の2点の御質問にお答えいたします。

まず、仮設トイレの件ですが工事は主に夏休みを中心に行いましてその間にトイレも一応終わらせる予定でございます。仮に終わらなかった場合でも東側に1期工事で行ったトイレがございますので、そちらを使って子供たちは通常に授業が受けられるのではないかと考えております。

また、この南中が終わった後に今後の大規模改修の予定ということですと、今校舎について大規模改修が終わっていない部署といたしましては神谷小と下根中が考えられるんですが、いずれも部分的にトイレは終わらせております。また、神谷小についてはちょっと照度が足りないということで教室のLED化について先行して行っております。ただ全体的な木質化であるとか他校と同レベルの大規模改修という意味では終わってございません。また、体育館ということになりますと耐震改修という形でこれまで行ってきたところと大規模改修として行ってきたところがございます。耐震としてまず先行して行ったところは大規模改修はまだ終えていない状況です。それが向台小の体育館であったり、牛久三中の体育館のあたりが該当してまいります。それ以外は基本的には終わっております。いずれも今後計画を立てて、年次計画で行っていきたいと考えております。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 今、夏休み中にトイレの改修がほぼ終わるだろうということで夏休み中のトイレの使用は余りないということだと思っておりますけれども、夏休み中でも運動関係とか部活動関係、夏休み中でも何日間か登校する日があると思うんですが、その場合にはやはり仮設トイレということで対応していきたいということでしょうか。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 夏休み中でも子供たちが来る日があるかもしれませんが、基本的に1期工事で前側の校舎棟は終わっておりまして、そちらに男子トイレで大便器が8、小便器が16。女子トイレも16ございますので、これは改修終わったトイレがございますのでそちらで対応していきたいと考えております。

○須藤委員長 そのほかいらっしゃいますか。鈴木委員。

○鈴木委員 今回2期工事ということなのですが、1期工事、2期工事それぞれ国、県、市の負担割合についてお伺いをしたいと思います。

また、給食室は一般質問でも取り上げて対象外ということで今回も対象外だと思うんですが、老朽化等によって困っているところとかそういうことは南中のところではないのかどうか、その点について伺います。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

まず、財源的なところで国、県、市の割合ということなんですが、済みません、ちょっとこの事業といたしましては国庫補助が入っている形で県補助は入ってございません。国庫補助は大規模改修については3の1という補助率になっております。1期工事では若干2期工事より工事費が多目にやっておりますので1億700万8,000円の補助金をいただいております。2期工事が先ほど申しあげましたように6,517万3,000円という補助額を見込んでおります。

給食室につきましては、建物等で老朽化、傷んだところもございましてその部分の改修で今行っているところでございます。また必ずしもドライ化された施設ではないんですが、運用としてドライ運用ということでやっております、機材はやはり老朽化してきているものですから壊れてきているものから順次入れかえをしているという形で行っております。

○須藤委員長 そのほか、柳井委員。

○柳井委員 学校のトイレのことでちょっと質問をさせていただきます。

審議会などでトイレの話というのは大分恐らく出ているんじゃないかと思うんですが、今牛久市内の子供さんのいる家庭においても和式トイレの家から洋式トイレ、洋式トイレの中でもウォッシュャブルですか、シャワーのついていないものからいつもビデとかウォッシュャブル使っているの学校はないから嫌だとかというのは恐らく個人ではあるかと思うんですが、そういうものを牛久市はどのレベルのことを考えて各学校に配置してきたのかと、このドライ化とありますがその内容について説明をお願いしたいと思います。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 柳井委員のトイレについての御質問にお答えいたします。

まず、和式・洋式ということでいけば近年大規模改修を行っている学校においては基本的に洋式化を行っております。ただ以前行った学校で、例えば奥野小ですけれども平成18年当時の考え方としては一部和式もあったほうがいいんじゃないかという御意見もあったようで、一部和式があえて残したという学校もございまして。基本的には洋式化をしていく考えでございまして、今後大規模改修をやる場合は基本的に洋式化と。

ウォシュレットについてなんですが、最近の改修においては全てにということではないんですが特に中学校なんかで、部活で結構骨折したりとかけがをされて手を痛めたとかそういうケースも考えられるということで、車椅子までやっちゃうと便器の戸数が減っちゃうけれどもちょっと手すりをつけて多少広めのブースにしてということで、ウォシュレットをつけるというのを幾つか配置しているという形をとっております。南中については車椅子対応のトイレをつけますので、当然そこはウォシュレット対応となっております。

ドライ化なんですが、これは改修にあわせて基本的に全てドライ化にして、大体びしょびしょにして掃除するところというのは段差もついている形ですのでそれもなくして、フラットで入れるトイレをつくっているという状況でございます。

○須藤委員長 柳井委員。

○柳井委員 これは私の勝手なあれなんですが、例えばきょうの議題とはちょっと離れるんですがひたち野うしく小学校ありますが、今度中学校をつくるということなんですがあの地区の多分

一般家庭では、みんなウォシュレットにほとんどなっているんじゃないかと思うんですよね。今洋式トイレで大体お願いするとそういうの来ちゃうと思うんですが多分ほかのは、なしはないんじゃないかと思うんですがそういう環境において、学校ではどうなのかなと思ってそういうのを取り入れた物でないと多分学校ちょっとおくれちゃうんじゃないかなと思うんですが、そういう考え方市議会なんかでは出ないですかね。半分半分ぐらいですか、今ウォシュレットとウォシュレットじゃないトイレ、新たにつくる場合の。質問させていただきます。

○須藤委員長 柳井委員にちょっと申し上げたいと思いますけれども、あくまでも付託案件についてということでございますので、この件に関しては御要望等なりを別途お願いしたいと思えます。大変申しわけございません。

そのほか。山本委員。

○山本委員 トイレなんですけれども数だけ見ますと和式から洋式になっている、車椅子対応トイレがあるということで、数的にはトイレの数が減っている。あと手洗い器ですか、これも減っているということで、これに伴っての不都合がないのかどうかということですね。

それから、ちょっと写真を見ますと図書室なんですけれども、低い書架というんですかね、それになっているようなんですがここら辺どういう図書室になるのか、今わかる範囲でお示しいただければと思います。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 山本委員の2点の御質問にお答えします。

まず、トイレなんです先ほど訂正させていただきました表になってくるんですが、確かに数としては減っております。男子でいきますと大便器の数としてはトータルで和式の5が、車椅子と洋式合わせて5ということで同数なんです、その分車椅子を入れるために小便器の数が15から9に6個減になっているという状況です。また女子トイレにつきましては、実は1階の女子トイレについては平成26年度に車椅子をお使いになるお子さんがいた状況で、そのとき年度途中で対応で改修をしております、2階から上に対して車椅子の対応を今回行いうわけなんです、現状で和式が10に車椅子が1、洋式1合わせて14なんです、それが車椅子4の洋式7ということでマイナス3という形になっております。どうしても車椅子対応のトイレをブースを入れていくとやっぱり減っていくのはやむを得ないところかなと思うんですが、南中の生徒数の推移を見てみますと平成元年がピークなんですそのとき925名ということで、必ずしもそのとき足りていたかどうかというのはちょっと確認は難しいんですがその状況で運用をしております、今現在404名の生徒数という状況ですので何とか対応できるのではないかなという考えで、今回全ての階に車椅子対応トイレを設置いたしました。

図書室の書架なんです、低くなっているように写真では見えるんですが、図書の標準冊数というのを押さえておまして南中ですとクラスの数と生徒数から算出するんですが、標準冊数が1万1,680冊と出ております。今現在実際に持っている図書の数も1万2,000冊ぐらいと聞いております。今回改修後収納できる冊数を大体1万4,300冊は入れる形で見えておりますので、2割程度の余裕を見ております。逆に本が必ずしも多過ぎるのがいいということではな

くて、それは陳腐化した本が廃棄されないで置いてある状態というのは必ずしもいいとは限りませんので、標準冊数に対して2割の余裕を見ているということで御理解いただきたいと思います。

○須藤委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして、順次採決をいたします。

採決は挙手により行います。

まず、よろしいでしょうか。議案第37号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告の作成は委員長一任ということで御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

暫時休憩いたします。ちょっとお待ちください。

午前11時16分休憩

午前11時17分開議

○須藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここで、教育委員会から発言を求められておりますのでそれを許可したいと思います。ほかの担当課の方は退出されても結構でございます。

それでは、教育委員会教育部長お願いいたします。

○川井教育部長 お時間を若干いただきまして、一昨日御報告を申し上げました牛久運動公園プールにおける過大な上下水道使用料の発生に伴います訴訟の提起ということに対して、これまでも議員全員協議会等でその経緯については御説明をさせていただきましたが、本日改めてこれまでの経緯について再度御説明をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、本件牛久運動公園プールにおける過大な上下水道使用料の発生についてでございますが、本件につきましては今から約1年10カ月ほど前になります。平成28年の8月2日、茨城県南水道企業団によります定期の水道量水器の定期検針を行った際に、通常に比べて非常に多量の過大な上水道の使用量があったということが判明したことが発端でございます。同日、直ちに担当であるスポーツ推進課の職員、そしてプール管理業務委託先であります非営利特定活動法人日本スポーツ振興協会の職員、そしてプール機器等の保守管理を行っている委託業者がそれぞれ集まりまして給水、そしてろ過、排水設備等を詳細に確認をいたしました結果、原因が見つからない、特定に至らないということで、その後どういった原因でこの大量の水道水が発生したかということに対しましてその後管理業務を委託しているNPO法人や設備機器の管理業者から数回にわたり状況の聞き取り調査を行ってまいりました。こちらにつきましては合計4回ほど、特に業務受託者であるNPO法人には聞き取りを行いました。原因がわからないという状況でございました。

一方で、この大量の使用水が発生した段階で漏水等も当然ながら原因として考えられましたので通常プールを使う状態に給水バルブ等を設定を改めてし直しまして、それから約1カ月間次の検針まで様子を見たというところ一般的な通常の使用量に戻ったということで、その段階でまず漏水という可能性はないだろうということで、一応我々が判断したところなんです。そういった漏水がないだろうという状況をもとにNPOに対するいろんな聞き取りを行ってまいりましたが、最終的に市としては受託業者であるNPO法人に対して原因の究明を行いなさいということ、これは11月7日の段階になります。業務の委託契約書の第4条の規定、市の調査圏でございますがこれに基づきまして、当該受託者から聞き取りを行うということで文書も送付をいたしました。12月に入りまして受託者のNPO法人から代理人弁護士を選定の通知が届きまして、相手方からは今後代理人弁護士を通してこの件に関しての状況確認等を行っていくということが示されましたので、当市におきましても当市の顧問弁護士を代理人弁護士に選定しまして交渉を行うということになりました。

年が明けまして翌年29年の1月の段階で市から要求をしていた原因の究明に対しての報告を受託者のNPO法人から代理人弁護士を通して受託を受け取りましたが、結果としてはNPO法人の管理に伴う不正な給排水を行った事実を否定し、水道使用料発生の原因は不明という報告書が上がりました。市としましては管理上の問題から今回の事件が発生したということは、過去こ

の事件が発生したときの受託事業者の聞き取りの内容から判断をしたことがありまして、全てその原因は管理上の不手際によるということで市といたしましては全てNPO法人にその責務があるということで、損害賠償請求書を4月5日の段階で当市の顧問弁護士から相手の代理人弁護士に送付をしております。この損害賠償請求書を送付した後は、双方の代理人弁護士同士でのやりとりが数回ほどございました。しかし最終的に市の主張、それから相手方の主張は一切相入れないという状況がございまして牛久市としてはことしの2月になりまして、これは前回2月の全員協議会で御報告をしましたがけれども、相手の日本スポーツ振興協会が牛久市から受託している2件の管理業務の業務実施に伴う費用から相殺をしますということで、通知をした上で2月16日に委託料金と損害賠償金の相殺を行い、事件を決着させたというところでございます。牛久市といたしましてはその段階で事件が決着したということで、その後相手方からも特に何かのお話があったわけでもないということで、今回6月7日に本件の訴状が届きまして損害賠償請求委託料請求事件ということで市が提訴されたとなったわけでございます。これまでの経緯につきましてはこういう形で進んでまいりました。今後、これに対しましては双方の主張をどう判断されるかということとはわかりませんが、市といたしましては相殺をするという判断に至ったいろいろな材料がございまして、裁判等を通してそういったものを提示しながら市の正当性を訴えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○須藤委員長 裁判に至る経過ということで、裁判そのものについてはここでも議論できるような状況ではないということをお伺いしております。そのことをちょっと踏まえた上で、委員の方から御意見があれば、石原委員。

○石原委員 2点ほど確認をしたいと思うんですが、今回訴状が届いた内容というのはあくまでも牛久市が相殺をしたことに対する相手側からの損害賠償請求ということでよろしいわけですね。要はだから事故が起きたそのものについての係争ではなくて、その相殺をしたことについての是非を問うものであると理解してよろしいですね、それが1点です。

それからもう1点は、もちろん内容には踏み込みませんが牛久市として当然に管理責任上のNPOに責任があると部長の説明によると私もそう思いましたので、牛久市として今後相手に対して要するに牛久市の側から裁判というか訴訟を起こす考えはあるのかどうか、その2点について確認を求めたいと思います。

○須藤委員長 教育部長。

○川井教育部長 石原委員の2点の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の訴状の内容でございますが、あくまでも委託料請求事件ということで委員の御推察のとおり、今回の件に関しては牛久市が委託料を相殺したということに対して相殺した金額の支払いとそれに伴う遅延損害金を支払えというのが今回の訴状の内容でございます。

それと2点目の当該NPOに対する管理責任を問う裁判をするのかという件に関しましては、先ほども説明いたしましたように一応牛久市がこうむった損害に関しましては相殺ということで一応決着をしているということですので、これに対して牛久市が管理責任を問う裁判等を提起するという予定はございません。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 済みません、そうしたら関連でもう1点だけ確認をしたいんですが、今後当該NPOとの契約というもののあり方、これはどうなると考えていますか。

○須藤委員長 教育部長。

○川井教育部長 今後対NPOに対する契約のあり方ですが、NPOさんとはあと1年10カ月ほどの契約期間が残っております。今回相殺をするという手法をとったわけですが、その間も市の顧問弁護士さんと十分調整を図りながら、いろいろアドバイスをいただきながら進めてきたわけですがそういった中で、当然今委員が御質問した内容についても御質問をしてきてはおりますけれども、今回の件に伴って契約をいわゆる解除ということができるとということには多分ならないだろうということで、あくまでも現在締結している契約はほかに何か全く違う要件で現在の委託業務の内容の履行状況が要するに契約を解除する理由に当てはまる事案があれば別ですけども、この裁判を提起されたということをもってのみで契約を解除するということは、契約書上は難しいのではないかという当市の顧問弁護士からアドバイスをいただいているという状況でございます。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 そうしますと解除はしなくてこのままいわゆる契約期間の満了まで契約を継続していくと牛久市は考えているということなんでしょうけれども、今回の事案をもってすれば信頼関係というものは相当に崩れているんじゃないかなと思います。それで牛久市を含めて、もちろん担当部局も含めてなんですが果たして安心してこのまま業務を委託し続けることができるのかどうか、その辺が私ちょっと心配なところがあるんですが、その辺についてはどう考えていますか。

○須藤委員長 教育部長。

○川井教育部長 そうですね、訴状が届いたのがとにかく6月7日と、まだ1週間ほどしかたっていないということで訴状が正式に届いたことに対して顧問弁護士との何というんですか、正式な協議はしていないので、訴えられたことに対してこの業務委託契約が継続をできるかどうかということまでは正式にはまだ相談はしていないのが状況ですので今後それもあわせてするわけですが、その信頼関係という意味ではもちろん当然そういう受委託の関係の中で信頼関係がなければ適切な委託業務が履行できないだろうとお考えになるのはいたし方ないところだと思いますし、我々は逆に委託する側としてみれば当然仕様書上にうたわれた業務は100%履行させるということが我々の責務でもありますので、逆に言えばこういった事件が起きた以上はこれまで以上に厳しくその業務の履行状況を確認した上で、少しでもそういう手落ちがあればしかるべき対応をとるということになっていくんじゃないかなと考えております。以上です。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 済みません、確認なんですけれども随意契約5年間ということではいつからいつまでということで期間を確認したいと思います。

それと今、石原委員の質問にもありましたように本当に信頼関係が切れた中でこういう状況が起きた中でやはり契約は廃棄の方向でしていくのが当然ではないかと思うわけなんです、先日

の広報うしくの中で運動公園のプール夏休み期間中今回は中止をするということが載っていましたが、その辺はやはりNPOとの契約で運用はされていたと思うんですがその辺について、ちょっとお伺いをしたいと存じます。

○須藤委員長 教育部長、ちょっとお待ちください。

ただいま鈴木委員の御意見、御質問がございましたけれども、今回今ちょっと申し上げたいと思うのは石原委員のときもそうだったんですが少し今回の裁判に関連してこれまでの御説明をいただくというところまでを委員長は想定しておりました。それ以上の契約ということに関しますと、現在の問題まだ発生した状況で教育委員会でも十分に御議論なされているということにならないと思いますので、その点は十分踏まえた上で、今鈴木委員からの御質問では随意契約ですか、その件に関しては御答弁いただけると思うんですけども、それ以上のことはこの場で部長にするというのはちょっと教育委員会として部長が答えられたら教育長が困るということもあるかもしれません。副市長も困るということがあるかもしれませんので、その点は御容赦いただいて部長も御答弁いただければと思います。済みません、教育部長。

○川井教育部長 業務委託の期間ということで申し上げますと平成27年度から平成31年度までの5年間ということで契約をさせていただいております。以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。山本委員。

○山本委員 済みません、その訴状の内容が委託金を相殺したことに対する訴状と伺っているんですが、何か向こうに瑕疵があったとかいう場合に金額を相殺するということが契約上にうたわれていて、それにのっとってやったのかどうかというところを確認したいと思います。

○須藤委員長 教育部長。

○川井教育部長 契約書上にうたわれておりますので、その条項に従って相殺金額を算出した上で相殺をさせていただいたということです。

○須藤委員長 そのほかございますか、ただ……鈴木委員。

○鈴木委員 議会のこの委員会としての対応ということになるかと思うんですが、閉会中の事務調査に値するのではないかと考えますが、その点について委員長、いかがでしょうか。

○須藤委員長 ただいま閉会中の審査ということで、裁判自体の関係はこれはまだ牛久市が訴えられたということで議案としてということでは全然なくて、市から執行部から議会に説明があったと。ただこのプールの委託を含めての内容ということであれば私たちが教育民生常任委員会の所管事項ということもありますので、その点を閉会中の調査ということで執行部に質疑を説明を求めるとことはできると思いますが、委員の皆様、今御提案ありましたけれどもいかがでしょうか。異議なければ閉会中の審査としてこの件を議題に上げさせていただきたいと思いますが。

それではこのプールの委託、正式に何と言ったらいいのかちょっと詳しくわからないんですが、この件に関しまして委託の状況等を含めて現在の……委託料の支払い訴訟ではなくて、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会に委託している管理業務全般についての内容について、閉会中の審査としたいと思いますが、委員の皆様のご賛成の方は挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 賛成多数ということで、これを閉会中の審査としたいと思います。

以上で終わらせていただきまして、これをもちまして、教育民生常任委員会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時36分閉会